

2016. 5. 7

有毒植物の誤食による食中毒注意報を全県に発令しました

有毒植物を食べたことによる食中毒が今年度県内で3件続けて発生したことから、本日、食中毒注意報を全県に発令しました。

全国的にも同様の食中毒が多発しており、厚生労働省も注意喚起しています。

以下の3つのポイントに注意して、有毒植物の誤食による食中毒を防止してください。

【有毒植物による食中毒防止のポイント】

◎よくわからない植物は、絶対に「採らない、食べない、売らない、人にあげない」（新芽や根だけで、種類を見分けることは困難です。）

◎食べられる山菜の「特徴を完全に覚える」

（専門家の指導等により、山菜の正しい知識及び類似する有毒植物との鑑別法をマスターしましょう。）

◎身近な植物をむやみに食べない

（身近な植物でも、スイセン、スズラン、フクジュソウ、レンゲツツジ、アジサイなど有毒成分を含むものがありますので、むやみに食べることはやめましょう。）

◆もし、中毒だと思ったら、すぐに医師の診察を受けましょう。食べたものが残っている場合は、受診の際、持参してください。

◆長野県では薬草（山野草）に関する知識の豊富な方を「薬草指導員」として登録しています。山菜や野草の種類、鑑別方法について詳しく知りたい場合は、指導員に相談してください。

◆「薬草指導員」については、最寄りの保健福祉事務所（保健所）へお尋ねください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/yakuji/kenko/iryo/yakubutsu/yudoku.html>（長野県ホームページ）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/yuudoku/（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122955.html>（厚生労働省ホームページ）

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
- ・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口